令和4年度 西区認知症あんしん検診業務 受託者選定プロポーザル実施要領

本市が実施する「西区認知症あんしん検診業務」の受託者を選定するため、公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定める。

1 業務の概要

- (1)業務名称 西区認知症あんしん検診業務
- (2) 事業内容 別紙「西区認知症あんしん検診業務委託仕様書」(以下、仕様書)の とおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 委託費用 上限額2,200,00円(消費税及び地方消費税を含む)

2 受託者の選定

公募型プロポーザル方式とし、提案内容及び見積金額による総合評価とする。

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 新潟市内に主たる拠点を有し、認知症検査を実施している医療機関であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 仕様書に基づく要件に対応できるものであること。
- (4) 新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)に基づき、暴力団、暴力団員及び暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (5) 国、県、市に納めるべき税金の滞納がないこと。

4 提案を求める内容

仕様書に記載の提案項目を盛り込んだ事業計画書を提出すること。(任意様式)

5 スケジュール

(1)公募開始 6月27日(月) (2)質問書締切 7月 4日(月) (3)質問回答 7月 5日(火) (4)参加申請書提出期限 7月 8日(金) (5)提案書提出期限 7月15日(金) (6)選定委員会 7月中旬(書類審査)

(7)選定結果通知 7月29日(金)までに発送

6 質問及び回答

提案書等を作成するにあたり、質問がある者は質問書を提出することができる(様式任意)。電話や窓口での口頭による質問受付は行わない。

- (1) 提出期限:令和4年7月4日(月)
- (2) 提出方法: E-mail、郵送、FAX、持参のいずれか
- (3)回答方法:令和4年7月5日(火)までに質問者に回答を送付及び新潟市ホームページに掲載

7 提案書の提出について

- (1) 提出書類:・様式1 プロポーザル参加表明書
 - · 事業計画書(任意様式)
 - ・様式2 入札(見積)書

*消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること

- ・様式3 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ・新潟市税の納税証明書(市入札用)
- (2) 提出部数:1部
- (3) 提出期限:「様式1 参加表明書」は令和4年7月8日(金)まで

それ以外の書類は令和4年7月15日(金)必着

(4) 提出方法: 持参、郵送のいずれか

8 委託候補者の選定

(1)審查委員会

委託候補者の選定は、審査委員会が提出された提案書に基づき、書類審査を行う。

(2) 審査方法

- ①審査委員会は、書類審査により最優秀提案者を選定する。
- ②審査委員会は非公開とする。
- ③評価基準

	評価項目	評価の視点	評点
ア	提案内容	提案内容が優れているか。	5点
イ	事業推進体制	事業推進体制が整っているか。	5点
		・検査及びセミナー推進体制	
ウ	見積金額	費用対効果の観点から優れているか。	5点

④提案者が1者のみだった場合、審査の結果、市が求める目的に沿ったものであると 判断した場合は、その者を委託候補者とする。

(3) 審査結果の通知

結果は全ての提案者に通知するほか、市のホームページに掲載する。なお、最優秀 提案者を除く各提案者の名称等の情報は非公開とする。

審査内容及び順位等、審査に関する問い合わせは、一切受け付けないものとする。

9 契約に関する基本事項

- (1) 契約方法
- ①最優秀提案者に対し、委託契約の締結交渉を行う。
- ②最優秀提案者との交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次点者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。
- ③契約手続きは新潟市契約規則の規定に定めるところによる。
- ④契約締結後においても、受託者が本提案における失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除することができるものとする。

(2) 契約書

新潟市契約規則の規定に定めるところによる。

10 失格事由

次のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1)「3 参加資格」に示す提案者の資格要件を満たさない者
- (2) 提案書提出期限を過ぎて各書類を提出した者
- (3) 選定委員または事務局に不正な接触を行った者
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (5) 委託費用の上限額を超える見積金額を提案した者

11 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提出された提案書等は複製する場合がある。

12 各種書類提出先

新潟市西区健康福祉課 地域福祉・高齢介護グループ 〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号 西区役所1階15番窓口

FAX: 025-269-1670E-mail: kenko. w@city. niigata. lg. jp